

修繕について

修繕には、その費用を県の負担で実施するものと、入居者の負担で実施していただくものがあります。

・県の負担で実施する修繕

必ず、「修繕届」を県営住宅指定管理者に提出しなければなりません。県営住宅指定管理者に連絡をせずに個人で修繕を実施又は業者に依頼した場合は、県の負担するものであっても、県はその費用を一切お支払いすることはできません。また、その施工について、一切の責任は負いません。（休日・夜間の修繕でも同様です。緊急の修繕は、連絡員にご相談ください。）

なお、「修繕届」は自治会長、連絡員、巡回管理人を通して提出していただくこともできます。

・入居者の負担で実施する修繕

入居者において、業者やホームセンターなどに依頼し、実施してください。

なお、負担区分の判断がつきにくいものは、県営住宅指定管理者へお問い合わせください。

●県営住宅及び共同施設の修繕負担区分（自治会を含む）は、14～16ページを参照してください。

県営住宅の老朽化や自然災害が原因で行う修繕に対しては、この限りではありませんので、ご不明の場合は香川県営住宅指定管理者 ☎087-832-3588 までお問い合わせください。

※退去時の修繕については12ページを参照してください。